

13

国家賠償法

29 MAR 1996

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務  
を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加え  
たときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。  
② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたと  
きは、国又は公共団体に、その公務員に対して求償権を有する。

RECEIVED  
TRIPS

SR-027